

## 仕 様 書

### (目 的)

1 この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「病院」という。）から排出される廃プラスチック類（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

### (業務内容)

2 受注者の業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 収集する期間、回数及び場所

##### ア 収集期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

##### イ 収集回数

原則として1週間に3回以上、病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び本機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）が3日以上連続する場合は、別途発注者の指示による。なお、具体的な日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

また、受注者は、収集する廃棄物の安全な一時保管のため、事前に発注者の承認を得た保管庫を受注者の負担により病院内の発注者と協議のうえ、定める場所に設置できるものとする。

##### ウ 収集場所

発注者と受注者と協議のうえ、決定する。

#### (2) 収集する廃棄物

収集する廃棄物は、下表に掲げる産業廃棄物で血液、体液等が付着していないものとする。

種 類	例
廃プラスチック類	点滴ボトル、点滴ライン、ディスポーザブル製品包装紙、一般のビニール、プラスチック製品等

### (留意事項)

3 業務実施に当たって、受注者の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、本業務実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）その他関連法令を遵守すること。

(2) 廃棄物の収集・運搬に当たっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。

(3) 受注者はこの業務の履行開始前に次に掲げる書類を提出し、発注者からその承認を得ること。これらに変更があったときも、同様とする。

##### ア 本業務で使用する運搬車両

##### イ 本業務で従事する責任者及び従業員名簿

- (4) 廃棄物の収集・運搬に当たっては、他の種類の廃棄物もしくは他施設の廃棄物との混載を起こさないようにしなければならない。
- (5) 各年度3月分の業務にあっては、当該年度3月31日までに処分を完了することができるよう収集・運搬を行うものとする。
- (6) 処分量の報告に当たっては、計量証明書の添付をすること。

(費用負担)

- 4 業務実施に必要な経費（産業廃棄物管理票関係費用及び産業廃棄物埋立税を含む。）は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認める経費については発注者が負担するものとする。

(業務実施報告書の提出)

- 5 受注者は、当月分の委託業務実施報告書及び産業廃棄物管理票等の関連書類を翌月の10日（ただし、3月分については、3月31日）までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。業務実施報告書は別紙「業務実施報告書」の様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(許可証等の提出)

- 6 受注者は、当該業務を行うために必要な許可を受けている証として、許可証を発注者に提示し、その写しを提出しなければならない。また、許可事項に変更があった時は、受注者は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証を提示し、写しを提出しなければならない。

(その他)

- 7 この仕様書に疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙

業務実施報告書

令和 年 月 日

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 様

印

令和 年 月分の広島市立北部医療センター安佐市民病院廃プラスチック類収集・運搬及び処分業務（単価契約）について、下記のとおり実施したので報告します。

記

(単位 : kg)

日	収集量	中間処理量	日	収集量	中間処理量	日	収集量	中間処理量
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		
						31		
						計		

以上


(履行確認 令和 年 月 日)